諮問番号：令和４年度諮問第４５号

答申番号：令和５年度答申第　５号

答　申　書

**第１　審査会の結論**

大阪府知事（以下「処分庁」という。）が、審査請求人に対して令和４年５月１１日付けで行った建設業法（昭和２４年法律第１００号。以下「法」という。）第２９条の４第２項に基づく、５年間新たに解体工事業の営業（法第３条第１項ただし書の政令で定める軽微な建設工事のみを請け負うものを除く。）を開始することを禁止する処分（以下「本件処分」という。）の取消しを求める審査請求（以下「本件審査請求」という。）は、棄却すべきである。

**第２　審査関係人の主張の要旨**

１　審査請求人

本件処分は、以下の理由から違法であり、取り消されなければならない。

（１）法第２９条第１項第７号の「不正の手段」とは「許可行政庁の判断を誤らせるべく許可申請書やその他添付書類に虚偽の事実の記載をしたり、許可の審査に関連する行政庁の照会、検査等に対して虚偽の回答をしたり、あるいは暴行、脅迫等の不正な行為を行うことを指」し、「故意に『不正の手段』を用いた場合に同号に該当する」と解されている（「処分取消請求控訴事件判決」平成６年１２月９日仙台高等裁判所。（以下「仙台高裁判決」という。）参照。）

令和３年９月２７日、審査請求人が代表取締役である株式会社○〇○○〇○○〇○○○（以下「会社」という。）の代理人である某行政書士（以下「本件行政書士」という。）は、会社の解体工事業に係る新規の許可申請（以下「本件申請」という。）を処分庁に行った。その際、処分庁の窓口の担当者に対し、令和３年９月２４日付けの「常勤役員等の略歴書」（以下「本件略歴書」という。）には、審査請求人の罰金刑が確定した日が不確かであり、管轄警察署に問い合わせたものの回答を得ることができなかったため、審査請求人の記憶に基づいて、罰金の納付日の年月日を記載していることを説明し、年月日が不正確であった場合に備えて訂正印を押し、場合によっては本件申請を取り下げる旨を伝えた上で、本件申請を行った。

上記事実経緯からすると、審査請求人が故意に行政庁の判断を誤らせるべく許可申請書やその他の添付書類に虚偽の事実を記載したわけではないことは明らかである。したがって、同年１０月２２日付けで、法第３条第１項に基づいて処分庁からなされた許可処分（以下「本件許可処分」という。）は、法第２９条第１項第７号には該当せず、本件処分の前提を欠く。

（２）仙台高裁判決において、「不正の手段」の例示として暴行や脅迫が挙げられていることからすると、同判決の前段部分の「虚偽の記載」とは、暴行や脅迫を用いて許可を得ようとした行為に類する程度に悪質な行為によって行政庁の判断を誤らせたことが必要である。

（３）処分庁は、本件申請の時に、前科の確定日について調査を行うことなく本件許可処分をしながら、後日、それが「不正の手段」を用いて許可を得たとして、５年間新たに解体工事業の営業の開始を禁止する旨の本件処分を出したことは著しく均衡を欠いている。

（４）以上により、本件処分は違法なものであるから、速やかに取り消されるべきである。

２　審査庁

本件審査請求は、棄却すべきである。

**第３　審理員意見書の要旨**

１　審理員意見書の結論

本件審査請求は、棄却されるべきである。

２　審理員意見書の理由

（１）法第２９条は、建設業者の許可の取消しについて定めており、許可を受けた建設業者が法第２９条第１項各号のいずれかに該当するときは、当該建設業者の許可を取り消さなければならないと規定している。

建設業法解説改訂１３版（編著　建設業法研究会。発行者　箕浦文夫。令和４年９月１２日発行。以下「逐条解説」という。）では、建設業の許可は、一定の許可の基準に適合するものに対して与えられるものであり、この基準に適合しない者は的確に建設業を営むことが期待し得ないと考えられるから、一度許可を受けた者であっても、その後この基準に適合しないこととなったときは、許可を取り消して建設業を営むことを禁止すべきものであり、不正の手段により許可行政庁を錯誤に陥れ許可を受けた者についても同様であるとされている。

法第２９条第１項第７号の「不正の手段」については、「許可申請書及びその添付書類に虚偽の記載をしたり、許可の審査に関連する行政庁の照会、検査等に対し虚偽の回答等をしたり、あるいは暴行、脅迫その他の不正な行為により行政庁の判断を誤らせる場合等」をいうとされている。

（２）審査請求人は、仙台高裁判決を引用し、「不正の手段」には、故意が必要であると主張している。

しかしながら、仙台高裁判決において同裁判所が示した「不正の手段」の意味に「故意」との文言はなく、従業員である行為者が故意に「不正の手段」を用いたときには、たとえ当該法人の代表者において「不正の手段」を用いる認識がなかった場合であっても、原則、当該法人において故意に「不正の手段」を用いたものと同視するのが相当であると判示しているに過ぎない。また、仙台高裁判決の事例は、資本の額を過大に偽った商業登記簿謄本を知事に提出していたものであって、欠格要件に係る虚偽記載の事例ではなく、本件とは事案が異なる。

また、法第２９条第１項第７号は、許可を取り消さなければならない要件として、不正の手段により第３条第１項の許可を受けた場合と規定するのみで、故意を必要とするとの文言はなく、逐条解説においても、「不正の手段」が故意を必要とするとはされていない。

よって、法第２９条第１項第７号の「不正の手段」が故意であることを必要とする理由は認められない。

（３）また、「不正の手段」が故意を必要としないことから、「不正の手段」の例示の一つである虚偽記載については、積極的な意思をもって事実と異なる内容を記載した場合のみならず、結果として事実と異なる内容の記載をした場合も含まれると考えられる。

審査請求人は、罰金を納付した正確な日付がわからず、欠格になって許可を受けることが出来ないかも知れないと認識していたにもかかわらず、実際は平成２９年１２月８日である刑の執行終了日を、平成２８年７月３１日であると本件略歴書に記載して本件申請を行い、令和３年９月２４日付けの誓約書（以下「本件誓約書」という。）において、会社の役員等は欠格要件に該当しないことを誓約している。

本件略歴書に事実と異なる賞罰の日付を記載し、本件誓約書に欠格要件に該当しない旨記載した審査請求人〔会社と思われる。〕の本件申請は、行政庁の判断を誤らせるに足るに十分な「不正の手段」による申請であり、これらの事実から、本件許可処分は、法第２９条第１項第７号の「不正の手段」により許可を受けた場合に該当すると認められる。

（４）また、審査請求人は、「虚偽の記載」について、暴行や脅迫を用いて許可を得ようとした行為に類する程度に悪質な行為によって、行政庁の判断を誤らせたことが必要であると主張している。

しかし、暴行や脅迫は虚偽記載の例示ではなく、「不正の手段」の例示として示されているに過ぎない。行政庁の判断を誤らせる虚偽記載があった場合は「不正の手段」に当たり、暴行や脅迫など、物理的な手段をもって行政庁の判断を誤らせる行為である必要は認められない。

（５）また、審査請求人は、本件申請の時に、前科の確定日について調査を行うことなく許可しながら、後日、それが「不正の手段」を用いて許可を得たとして、５年間新たに解体工事業の営業の開始を禁止する旨の本件処分を出したことは著しく均衡を欠くと主張している。

しかし、法において、処分庁が前科の確定日の調査を行わなければならないとする規定はなく、調査の法的義務はないことから、審査請求人の主張は認められない。

（６）以上を踏まえると、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

**第４　調査審議の経過**

　令和５年３月１６日　　諮問書の受領

令和５年３月２０日　　審査関係人に対する主張書面等の提出期限通知

　　　　　　　　　　　　　　主張書面等の提出期限：４月３日

　　　　　　　　　　　　　　口頭意見陳述申立期限：４月３日

令和５年４月１３日　　第１回審議

令和５年５月１５日　　第２回審議

**第５　審査会の判断の理由**

１　法令等の規定

（１）法第３条第1項は、建設業を営もうとする者は、政令で定める軽微な建設工事のみを請け負うことを営業とする者を除き、建設工事の種類ごとに、一の都道府県の区域内にのみ営業所を設けて営業をしようとする場合にあっては当該営業所の所在地を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならないと定めている。

解体工事業は、法の定める建設業である。

（２）法第５条は、一般建設業の許可を受けようとする者は、都道府県知事に許可申請書を提出しなければならないと定めている。

（３）法第６条第１項第４号は、許可申請書には、許可を受けようとする者が法人である場合には、当該法人、その役員等（業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者等。以下「役員等」という。）が法第８条各号に掲げる欠格要件に該当しない者であることを誓約する書面を添付しなければならないと定めている。

（４）法第８条は、都道府県知事は、許可を受けようとする者が同条各号のいずれか〔欠格要件〕に該当するとき、又は許可申請書若しくはその添付書類中に重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、許可をしてはならないと定めている。

また、同条の欠格要件として、法人については、その役員等のうちに、第１号から第４号まで又は第６号から第１０号までのいずれかに該当する者のあるものが掲げられており（第１２号）、第８号では、刑法（明治４０年法律第４５号）第２０４条（傷害）の罪を犯したことにより罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から５年を経過しない者が掲げられている。

（５）法第２９条は許可の取消しについて定め、その許可を受けた建設業者が、①同条第１項第２号は、法第８条第１号又は第７号から第１４号までのいずれかに該当するに至った場合、②同項第７号は、不正の手段により法第３条第１項等の許可を受けた場合、都道府県知事は、当該建設業者の許可を取り消さなければならないと定めている。

（６） 法第２９条の４第２項は、都道府県知事は、法第２９条第１項第７号に該当することにより建設業者の許可を取り消す場合においては、当該建設業者が法人であるときはその役員等に対して、当該取消しに係る建設業について、５年間、新たに営業（中略）を開始することを禁止しなければならないと定めている。

２　認定した事実

審査庁から提出された諮問書の添付書類（事件記録）によれば、以下の事実が認められる。

（１）令和３年９月２７日、本件行政書士は処分庁の窓口において、本件誓約書及び本件略歴書を添付した上で、本件申請を行った。

本件誓約書には、会社の役員等は、法第８条各号に規定されている欠格要件に該当しないことを誓約する旨が記載され、会社の代表者印が押印さている。

本件略歴書の賞罰の欄には、「平成２８年７月３１日　傷害罪　罰金刑（納付済み）」と記載され、３１日と記載されている箇所に審査請求人の私印が押印されている。また、「上記のとおり相違ありません。」の文言の右下に審査請求人の記名押印がされている。

また、本件申請の際に、本件行政書士は、処分庁の窓口の担当者に対して、審査請求人の罰金の納付日の詳細が分からないので、本人の記憶による日を記載し押印しておく旨申し出た。なお、本件行政書士は、審査請求人の罰金を納付した日の調べ方を処分庁の窓口の担当者に尋ねなかった。

（２）令和３年１０月２２日付けで、処分庁は、法第３条第１項に基づく本件許可処分を行った。

（３）令和４年２月２１日付けで、大阪府環境農林水産部循環型社会推進室長は、関係各室・課長宛てに、同日、会社の産業廃棄物収集運搬業の新規許可申請に対して不許可処分をした旨を通知（以下「室長通知」という。）した。

室長通知には、不許可の理由として、会社の役員が、平成２９年８月２２日付けで、大阪簡易裁判所において刑法第２０４条の傷害罪で罰金刑に処せられ、同年１２月８日付けで、その刑の執行が終了し、その日から５年を経過しないため、欠格要件に該当した旨が記載されている。

（４）令和４年５月１１日付けで、処分庁は、会社に対し、法第２９条第１項第２号及び第７号の規定に基づき、本件許可処分の取消処分（以下「取消処分」という。）を行うととともに、法第２９条の４第２項の規定に基づき、審査請求人に対し本件処分を行った。

（５）令和４年６月１７日、審査請求人及び本件行政書士（以下、併せて「審査請求人ら」という。）は、処分庁を訪問し、取消処分の理由を尋ねたところ、処分庁の担当者は、本件許可処分の後、欠格要件に該当することが判明したためである旨説明した。

審査請求人らは、本件申請にあたり、①欠格要件に該当するかもしれないとして、本件略歴書に捨印を押していた旨、②欠格要件に該当して許可を受けることができないかもしれないとは思っていたがチャレンジしてみようと本件申請した旨等を述べた。これに対して、処分庁の担当者は、会社は、欠格要件に該当しない旨の本件誓約書を提出しているにもかかわらず、欠格要件に該当したため、虚偽申請となる旨等を説明した。

（６）令和４年８月８日付けで、審査請求人は、取消処分は仕方がないものの、本件処分は重すぎるとして、本件処分の取消しを求める本件審査請求を行った。

（７）本件審査請求の審査手続中に審理員が行った口頭意見陳述において、審査請求人は、本件申請にあたり、罰金の納付日については、自分の記憶をたどれる限りたどって、大体こんなものであろう、後は処分庁が調べてくれると考えた旨陳述した。

３　判断

（１）前記１（５）のとおり、法第２９条は許可の取消しについて定め、許可を受けた建設業者が、同条第１項第２号において、法第８条第８号に該当する場合又は法第２９条第１項第７号において、不正の手段により許可を受けた場合、都道府県知事は、当該建設業者の許可を取り消さなければならないとしている。

これは、建設業の許可は、一定の許可の基準に適合するものに対して与えられるものであり、この基準に適合しない者は的確に建設業を営むことが期待し得ないと考えられるから、一度許可を受けた者であっても、その後この基準に適合しないこととなったときは、許可を取り消して建設業を営むことを禁止すべきものであり、同号が定める「不正の手段」については、許可行政庁の判断を誤らせるべく許可申請書やその添付書類に虚偽の事実の記載をしたり、許可の審査に関連する行政庁の照会、検査等に対して虚偽の回答等をしたり、あるいは暴行、脅迫等の不正な行為を行うことを指すものと解するのが相当である。

（２）審理員は、審理員意見書において、仙台高裁判決の判示及び逐条解説の記載からして、法第２９条第１項第７号の不正の手段には、故意が必要ではない旨意見している。

しかしながら、仙台高裁判決が、不正の手段というためには、故意が必要であることを前提として判示していることは明らかであり、当審査会も仙台高裁判決の判示と同様に解する。

以上を前提として、まず、本件許可処分が、同号の不正の手段による許可に該当するか否かを検討する。

（３）本件についてみると、前記２によれば、①会社は、令和３年９月２７日付けで本件略歴書及び本件誓約書を添付して本件申請を行い、処分庁は、同年１０月２２日付けで本件許可処分を行ったこと、②本件略歴書には、審査請求人の傷害罪の罰金の納付日が平成２９年１２月８日であったところ、平成２８年７月３１日と記載され、「上記のとおり相違ありません。」との文言の右下に審査請求人の記名押印がされていること、③本件誓約書には、会社の役員等は法第８条各号に規定される欠格要件に該当しないことを誓約する旨が記載され、会社の代表者印が押印されていること、④本件申請の際、本件行政書士は、処分庁の窓口の担当者に対して、審査請求人の罰金の納付日の詳細が分からないので、本人の記憶による日を記載し押印しておく旨申し出たこと、⑤本件処分の後、審査請求人らは処分庁を訪問し、欠格要件に該当して許可を受けることができないかもしれないとは思っていたがチャレンジしてみようと本件申請した旨述べたこと、⑥審査請求人は、罰金の納付日については、自分の記憶をたどれる限りたどって、大体こんなものであろう、後は処分庁が調べてくれると考えて本件申請を行ったこと、が認められる。

（４）本来、行政庁に許可の申請書を提出するのであれば、申請者は自身の責任において、その申請内容を記載すべきところ、会社は、審査請求人の罰金の納付日が不明瞭で法第８条第８号の欠格要件に該当するかもしれないと認識していたにもかかわらず、本件誓約書に役員等が欠格要件に該当しない旨を誓約して本件申請を行ったといえるから、本件申請は、故意に不正の手段を用いてなされたものと言わざるを得ない。

そうすると、本件許可処分は、故意に不正の手段を用いて法第３条第１項の許可を受けたものであると見るのが相当である。

したがって、処分庁が、前記２（３）の室長通知を受けて、本件許可処分が法第２９条第１項７号に該当するとして、取消処分を行ったことに不合理な点は認められない。

（５）次に、本件処分についてみると、前記１（６）のとおり、法第２９条の４第２項は、法第２９条第１項第７号に該当することにより建設業者の許可を取り消す場合においては、当該建設業者が法人であるときはその役員等に対して、５年間新たに営業を開始することを禁止しなければならないと定めている。

したがって、本件処分は、取消処分と併せて処分庁に義務付けられた処分であるから、本件処分にも不合理な点は認められない。

（６）以上のことから、本件処分には、違法又は不当な点は認められず、本件審査請求は、棄却されるべきである。

大阪府行政不服審査会第１部会

委員（部会長）　谷口　勢津夫

委員　　　　　　西上　治

委員　　　　　　濱　　和哲